

生徒心得

埼玉県立常盤高等学校

1. 生活目標

生徒は、高校生としての自覚をもって、学習に努力しなければならない。

- (1) 生徒は、学校生活全般において友愛精神の上に、責任と義務をはたし、秩序ある行動をとらなければならない。
- (2) 生徒は、心身共に健全であるようにつとめなければならない。

2. 登校・下校

始業の5分前までには登校する。始業時刻は看護科は8時40分、看護専攻科は9時00分とする。下校時刻は17時00分とする。部活動等で残る場合は教員の許可を得て、原則として18時00分までに完全下校する。また、休日は原則として登校を禁止とする。

- (1) 登校、下校の際は、制服を着用する。
- (2) 交通規則を守り、常に安全を心がけ、公衆道徳を重んじる。自転車乗車時は道路交通法を遵守し、安全運転・ヘルメットの着用を心がける。
- (3) 下校が遅れる場合には、その理由、帰宅時間を必ず家庭に連絡しておく。
- (4) 危険な道を避け、事故・不審者に遭遇した場合は直ちに警察に通報し、その後学校に連絡する。
- (5) 電動キックボード、自動二輪車および自動車での通学は禁止する。

3. 授業

- (1) 始終の礼は正しく行う。
- (2) 遅刻・早退の場合は申し出る。
- (3) 教室移動は、静粛敏速に行う。

4. 集会・掲示・印刷物等

- (1) 校内において団体を組織し、集会を催し、文書を配布、掲示し、また金品を集めるときは、学校の許可を得る。

5. 清掃

- (1) 校舎内外は常に整理美化につとめる。
- (2) 各清掃グループには責任者をおき、清掃計画に従って清掃につとめる。
- (3) 作業に適した服装をする。(大掃除は体操着を着用する)
- (4) 終了後は、責任者が担当教師にその旨報告する。

6. 病気・休養

- (1) 校内で発病・負傷したときは、速やかに保健室に連絡し指示を受ける。

7. 所持品

- (1) 所持品には必ず記名をする。
- (2) 校内で金品を拾得したり、紛失した場合は、直ちに担当教師に届け出る。

- (3) 不必要な金品は学校に持ってこない。
- (4) 貴重品（財布、定期券等）は、ロッカー等を利用し、自己管理を徹底する。

8. 週 番

- (1) 各ホームルームの週番は、次の仕事をする。
 - ア 始業開始 10 分前までに、出席簿、ホームルーム日誌を職員室より持ってきておく。
 - イ 時間割変更など、ホームルームへの連絡事項を確認し徹底させる。
 - ウ 各休み時間ごとに、黒板、黒板拭きなどをきれいしておく。
 - エ 1 日の授業が終わったら、消灯、戸締り等をして、ホームルーム日誌、出席簿を担当に提出する。
 - オ 出席統計黒板に、その日の出席状況を記入する。

9. 諸願及び届

- (1) 欠席、遅刻、早退は「欠席・遅刻フォーム」への入力、生徒手帳及び電話で学校に届け出る。欠席と遅刻連絡は、原則保護者が行うこと。
- (2) 異装する場合は、所定の用紙に記入し、担任に願い出る。
- (3) 登校後、外出する場合は、担任の許可を得る。
- (4) 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」を学校に提出し、使用する自転車に鑑札を貼る。
- (5) アルバイトについて

<看護科>

- ア アルバイトは原則として禁止する。
- イ アルバイトの承認はやむを得ない事情がある場合に限る。
- ウ アルバイトを希望する場合は、学校所定の用紙をもって、保護者から担任に「許可願」を提出する。

<看護専攻科>

- ア アルバイト実施する際には生徒は学校に「アルバイト実施届け」を提出する。
- イ アルバイト実施においては以下のことを指導し、順守する。
 - ①アルバイトは学業が優先であり、内容や場所が常盤専攻科生に適しているところで実施する。
 - ②学校行事や追試・再試等において、アルバイトを理由とした欠席は認めない。
 - ③成績不振、生活不良等がみられた場合は、アルバイトを休職もしくは退職する。
- (5) 面会人のある場合は、担任に願い出て承認を得る。
- (6) 家庭内に感染症が発生した場合は、学校に連絡をして登校基準を確認し、必要な書面を届け出る。
- (7) 自動車免許について
 - ア 自動車の免許取得・購入・運転を希望する場合は、学校に書面で届け出る。
 - イ 届出時、面談を行い、交通安全指導等を行う。
 - ウ 通学・臨地実習等での利用は禁止する。
 - エ 教習所での受講・検定のために学校を欠席・遅刻・早退するなど、学業に支障をきたすことはしない。
- (8) 自動二輪車等について

- ア 免許取得、購入、運転を必要とする場合は学校に申し出るとともに、保護者と共に面談を行い、規定の届けを担任に提出する。
- イ 教習所での受講・検定のために学校を欠席・遅刻・早退するなど、学業に支障をきたすことはしない。
- ウ 自動二輪車を運転する生徒は、初心運転期間中は他者を同乗させてはならない。また、それ以降も極力行わせないようにする。
- エ 当該生徒が成年年齢に達した場合は、保護者との面談を必須とせず、必要に応じて行うこととする。なお、当該生徒が未成年の場合は、生徒及び保護者との面談を行う。手続きにともなう保護者の署名についても同様である。

10. タブレット・スマートフォンの使用規程

(1) 使用場所

- 1) タブレットの使用場所は、学内および教員の指示する場所とする。
- 2) スマートフォンの使用場所は、看護専攻科校舎、看護科校舎においては、HRのみとする。その他体育館や図書館等での使用は禁止する。

(2) 保管は、自己責任で行なう。

(3) 校内のコンセントを使用した充電を禁止する。

(4) 臨地実習等において実習時間中の使用を禁止する。使用が必要な場合は引率教員の許可を得て、ルールに従い使用する。

(5) 使用の際はマナーを守る。また、写真撮影や SNS 等の投稿においては、プライバシー・個人情報の保護、肖像権等を侵さないよう、責任のある行動をする。

(6) スマートフォンは、授業や SHR、学校行事等、使用許可がないときの使用を禁止する。スマートフォンを使用しないときは、電源を切り、鞆やロッカー内にしまう。制服のポケットや机内の保管は禁止とする。行事や部活動等において、HR 以外でスマートフォンを使用する際は、担任、顧問等から許可を得て、使用許可書を携帯する。

11. その他

- (1) 校内の施設、設備の使用後は、消灯し、空調設備の電源を切る。また必要時施錠をし、鍵を所定の場所に戻す。

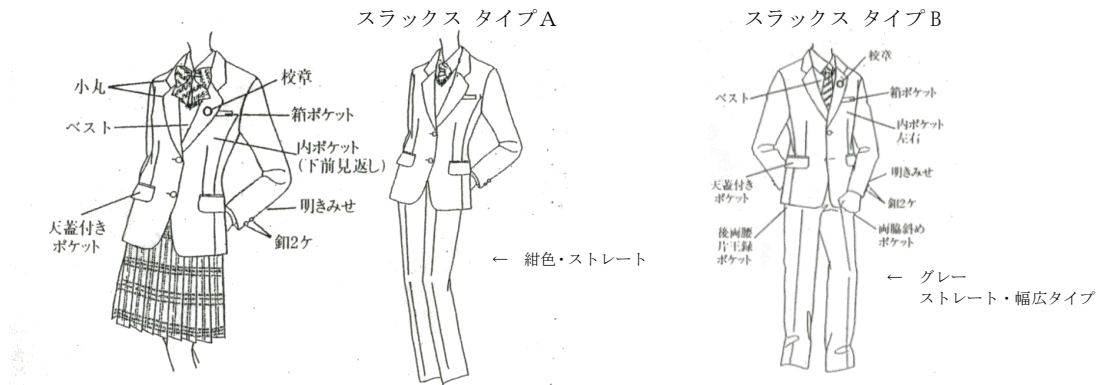
- 附 則
- 1. この細則は、昭和 45 年 7 月 10 日から施行する。
 - 2. この細則は、昭和 55 年 2 月 26 日から施行する。
 - 3. この細則は、昭和 58 年 4 月 26 日から施行する。
 - 4. この細則は、平成 5 年 12 月 21 日から施行する。
 - 5. この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
 - 6. この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 - 7. この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 - 8. この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 - 9. この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

生徒服装規定

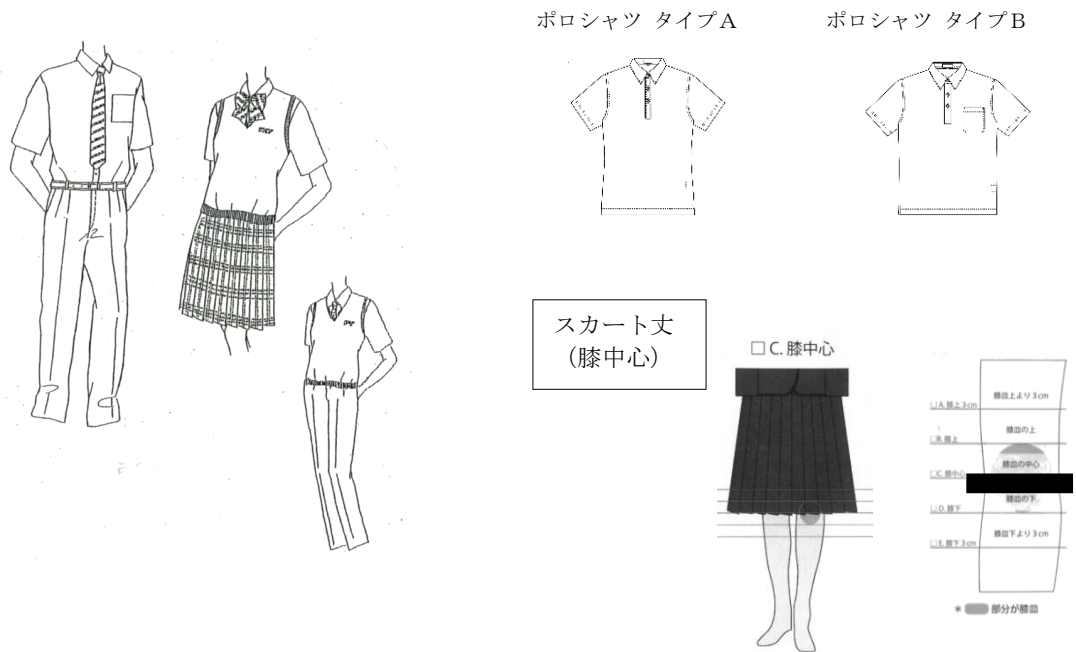
<看護科>

1. 制服

上衣（ジャケット）・スカート・スラックス（タイプA・B）・上着（ベスト・セーター）・リボン・ネクタイ・ポロシャツ（タイプA・B）は学校指定のものとする。



夏服



2. 制服以外について

(1) コート

色は紺、黒、茶、グレーの無地とする。

(2) 靴下

ストッキングは肌の色又は黒色の無地。ソックスは白色、又はコートの色に準ずる無地とする。ワンポイントは可。ハイソックスも可とする。ただし丈は膝下までのものとする。

(3) 靴

黒又は茶色の学生靴、または運動靴。エナメル、かかとの高いものは禁止とする。通学時の運動靴は色を白またはコートの色に準ずる無地とする（靴紐も同様）。ワンポイント・ブランドのロゴを可とする。また厚底・ハイカット・スリッポン・体育で使用しているものは禁止とする。

(4) 上履き

学校指定のシューズとする。

(5) カバン

学生カバン・スポーツバッグがのぞましい。

3. 服装規定細則

(1) 上衣（ジャケット）の着用を選択とする。ただし、学校や学年、生徒会が指定するときは、必ず着用する。上着（ベストまたはセーター）は必ず着用する。

(2) ワイシャツ、ブラウスは、白い高校生用のもの（ボタンダウンは可）を着用する。

(3) 校章は上衣（ジャケット）の左のえりにつける。

(4) スカート丈は膝中心とする。ただし、成長に伴い膝上となった場合は再度購入してもらう場合がある。

(5) 夏服期間は6月1日から9月30日までとし、移行期間は5月、10月とする。この間にポロシャツの着用を選択できる。夏服期間（移行期間除く）において、気温が高い場合は、リボン・ネクタイをつけなくてもよい。校内において上着（ベスト、セーター）を着用しなくても良い。（表1参照）

(6) 夏服のポロシャツは単体での着用とし、セーター、ベスト、ジャケットと重ね着はしない。また裾はスカートもしくはスラックスの中に入れても外に出してもよい。

(7) 防寒着については校舎内での着用を禁止する。各教室でひざ掛けを使用してもよい。

(8) 体育館シューズは学校指定のものを使用する。

(9) 自転車通学時において、防寒、防雨対策としてウインドブレーカー等を着てもよい。

表1

制服	夏服	移行期間（5月・10月）
上衣（ジャケット）の着用を選択とする。ただし、学校や学年、生徒会が指定するときは、必ず着用をする。		
○ワイシャツ ・ベストまたはセーター ・ネクタイまたはリボン ○スラックスまたはスカート	○ワイシャツ ・ベストまたはセーターを必ず着用する。気温が高いときはネクタイ・リボンをつけなくてもよい ○ポロシャツ単体 ○スラックまたはスカート	・ネクタイまたはリボンは原則つける。
	気温が高いときには、校内においてベストまたはセーターを着なくてもよい。	

4. 整容規定細則

(1) 頭髪やまつ毛等のパーマ（ストレート含む）、カラー、脱色は禁止とする。

(2) 化粧・アクセサリは禁止とする。

(3) ピアスの穴、美容のための手術、入れ墨（タトゥー）、カラーコンタクトの使用、各種エクステは禁止する。

(4) ヘアアクセサリの色は白またはコートの色に準ずる無地で、華美でないものとする。またクリップに関しては、上記に加え、ゴールド・シルバーも可とする。

5. その他

(1) 服装違反等、改善の見込みがなく、悪質な場合は特別指導を行う事がある。

- (2) やむを得ない事情等や配慮が必要な場合は相談する。
- (3) 制服規定や他会則、細則の変更要望がある場合は、生徒議決機関（生徒総会、中央委員会）の議決を経て、校長の承認を要する。

- 附 則
1. この細則は、昭和 45 年 7 月 10 日から施行する。
 2. この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
 3. この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 4. この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 5. この細則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
 6. この細則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。
 7. この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

生徒服装規定

<看護専攻科>

臨地実習等の校外学習、学校行事等ではスーツ着用とし、その他の学校生活では私服とするが、常盤専攻科生らしいTPOを考え節度を守った身だしなみとする。

1. スーツ規定

- (1) スーツは就職活動に着用できるものとし、黒・紺・濃いグレーの無地とする。パンツやスカートのスタイルは問わない。
- (2) シャツはフリル等の装飾のない白の無地とする。
- (3) 肌色・黒のストッキングもしくは、黒・紺・白の靴下とする。
- (4) 靴について
 - 1) スーツスタイルに合う紺・黒のシンプルな靴（パンプス）とする。ただし登下校時のみ運動靴を可とする。色は白・黒・紺・茶・グレーとし、ロゴはワンポイント・ブランドのロゴのみ可とする（厚底・ハイカット・スリッポンは禁止）。ただし施設等の指定がある場合は、その指定に従う。
 - 2) 校内では、校内指定の上履き・体育館履きとする。別館などの外履きを使用する場所の場合は、パンプス（ローヒール可）とする。
- (5) 紳士用スーツ着用の場合、学校の指示があったときはネクタイを着用する。
- (6) スーツ内の防寒着として、セーター・カーディガン・ベストを可とする。色は、白・紺・グレー・黒、無地でワンポイントまで可とする。また薄手のダウンベストも可とする。着用時、前のボタンが閉められない物や袖から見えるものは不可とする。また、防寒着を着用する場合は、必ずジャケットを着用（持参）する。

2. アクセサリー

臨地実習、式典等で指示がある場合は、アクセサリ装飾を禁止とする。その他の学校生活で、派手すぎるアクセサリを身に付けている場合は、その場で外す。

3. 化粧等

看護専攻科生らしいナチュラルメイクは可とする。入れ墨（タトゥー）は禁止する。

4. 頭髪

学校生活を通して、臨地実習、就職活動等にふさわしい髪形とする。

5. 体育や運動時以外の学校指定ジャージの着用は禁止とする。

6. その他

- (1) 校内演習や臨地実習等では、上記以外の規定を設けて指導していく。学校生活上、頭髪、服装等が本校の生徒にふさわしくない状況が続いた場合は、特別指導を行うことがある。
- (2) やむを得ない事情等や配慮が必要な場合は相談する。
- (3) 服装規定や他会則、細則の変更要望がある場合は、生徒議決機関（自治会）の議決を経て、

校長の承認を要する。

- 附 則
1. この細則は、令和3年4月1日から施行する。
 2. この細則は、令和6年12月1日から施行する。
 3. この細則は、令和7年4月1日から施行する。